

# 郵送による「住所等変更届」の手続きについて



## ● お引越しをしたら、まずは「変更届」を!!

お引越し等で、ご住所・電話番号が変わったら  
お早めに「住所等変更届」をお送りください  
お取引の内容によっては、ご来店不要で「郵送」にてお手続きできます



## ● お手続きの流れ



- ① ホームページより「住所等変更届」を印刷してください
- ② 「住所等変更届」の太枠内をご記入・ご捺印ください
- ③ 市販の定形封筒(縦235ミリ×横120ミリ)に宛先をしっかりと貼り付けて...  
「住所等変更届」と「本人確認資料」を封入してください
- ④ 切手を貼らず、そのままポストに投函してください  
※手続き完了は約2週間後となります

## ● ご利用になれるお客さま

個人のお客さまが対象となりますが  
以下のお取引があるお客さまは、ご来店をお願いすることになります  
当座・融資取引、投資信託・公共債取引、外貨預金取引、貸金庫・夜間金庫取引  
でんさい取引、マル優・マル債取引、成年後見制度等の代理人取引等  
このほか、状況に応じてご来店をお願いすることがございます



## ● 本人確認資料について

ご本人さま確認のため、次の①または②の「本人確認資料」を同封してください  
※このほか、お取引の内容によっては、追加で書類をお願いすることがございます

- ① 新住所の記載のある顔写真付公的本人確認資料（運転免許証・住基カード・  
個人番号カード等）をお持ちのお客さまはその写し  
※1 個人番号カードは裏面の写しは不要です  
※2 日本国籍をお持ちでないお客さまは、在留カードまたは特別永住者証明書の写し
- ② 上記①以外のお客さまは、新住所が記載された住民票（発行後3か月以内の原本）  
※1 提出いただいた住民票は返却できません  
※2 住民票には「本籍」「個人番号」の記載は必要ありません

